

小樽市公衆浴場法施行条例及び小樽市旅館業法施行条例の一部を 改正する条例（原案の概要）

公衆浴場における衛生等管理要領及び旅館業における衛生等管理要領の改正に伴い、小樽市公衆浴場法施行条例及び小樽市旅館業法施行条例で規定する衛生管理基準の一部を改正します。

■ 改正の趣旨

本市では、公衆浴場及び旅館業における衛生の維持を図るため、公衆浴場法の規定に基づき小樽市公衆浴場法施行条例を、旅館業法の規定に基づき小樽市旅館業法施行条例を定め、公衆浴場及び旅館業施設に対する衛生上の助言及び指導を行っています。

このような中、昨年9月に厚生労働省が、公衆浴場等のレジオネラ症(※)対策に関する研究で最新の知見が得られたことなどを踏まえ、「公衆浴場における衛生等管理要領」及び「旅館業における衛生等管理要領」を改正したことから、本市における関係条例の改正の要否について検討を進めてきたところです。

その結果、レジオネラ症発生防止対策の強化や、その他社会情勢の変化を踏まえた改正が必要であることから、その改正素案について意見提出手続を行うこととしました。

※レジオネラ症：レジオネラ属菌が原因で肺炎等を起こす感染症で、菌に汚染されたエアロゾル（細かい霧や水しぶき）を吸引することにより感染します。

■ 改正の概要

1 公衆浴場法施行条例の主な改正

(1) 新たに衛生に必要な措置の基準を追加します。

ア 次の設備を清掃し、及び消毒すること。

- ・集毛器（毎日）
- ・循環配管、水位計配管、気泡発生装置等の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備（1回以上/週）
- ・シャワー設備の内部、貯湯槽及び調節箱（1回以上/年）

イ シャワー設備を1週間に1回以上内部の水が置き換わるように通水すること。

ウ 浴槽からあふれた水を回収し、再利用する場合は、塩素系薬剤等で消毒すること。

エ 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。

(2) 衛生に必要な措置の基準の強化等を行います。

ア 浴室で使用する水（飲用水を除く。）は、水質基準に適合するよう管理すること。

（旧：水質基準を守るように努める）

イ 気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこりや浴槽水等が入らないようにすること。

（旧：土ぼこり）

ウ 10歳以上の男女を混浴させないこと。

（旧：12歳）

2 旅館業法施行条例の主な改正

(1) 新たに衛生に必要な措置の基準を追加します。

ア 次の設備を清掃し、及び消毒すること。

- ・集毛器（毎日）
- ・循環配管、水位計配管、気泡発生装置等の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備（1回以上/週）
- ・シャワー設備の内部、貯湯槽及び調節箱（1回以上/年）

イ シャワー設備を1週間に1回以上内部の水が置き換わるように通水すること。

ウ 浴槽からあふれた水を回収し、再利用する場合は、塩素系薬剤等で消毒すること。

エ 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。

(2) 衛生に必要な措置の基準を強化します。

ア 気泡発生装置等の空気の入入口から土ぼこりや浴槽水等が入らないようにすること。

（旧：土ぼこり）

■ 改正後の条例の施行期日

令和3年4月1日予定